

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について
(通知)

平成25年生活扶助基準改定については、令和7年6月27日の最高裁第三小法廷判決(以下「最高裁判決」という。)において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、令和7年8月に設置した社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)にて検討を進め、同年11月18日に専門委員会の報告書(以下「専門委員会報告書」という。)がとりまとめられたところである。

並行して、国と地方自治体との意見交換を行うため、同年10月から「最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議」を行うとともに、同年11月に厚生労働大臣と自治体首長級の「最高裁判決への対応に関する国と地方の協議」を開催し、検討を進めてきたところである。

これらの内容を踏まえ、同年11月21日に、「社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」を公表し、「生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第八条第二項の規定・・・や第二条の規定による無差別平等原則・・・を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整マイナス二・四九パーセントの水準で一律に実施」するとともに、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給することとし、こうした方針(以下「政府の対応方針」という。)に基づき、令和7年度補正予算において、保護費の追加給付等を行うための経費について計上(令和7年12月16日に補正予算が国会で成立)したところである。

こうした手続等を経て、本年2月20日付けで「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例(令和8年厚生労働省告示第43号)」(以下「特例告示」という。)が公布され、3月1日付けで適用されるところである。

上記を踏まえ、厚生労働省として、最高裁判決を踏まえた追加給付に関する自治体の事務が円滑に進むよう責任を持って取り組んでまいりたいが、地方自治体においても、支給事務の実施

について下記を踏まえて対応していただくようお願いする。

なお、本通知のうち、原告等（行政側敗訴の確定判決により原処分が取り消された原告及び訴訟係属中の原告をいう。以下同じ。）以外のうち現在被保護者である者に対する追加給付に関する内容（過去に保護受給し、廃止となった期間がある場合は、当該期間の追加給付に関するものを除く）及び原告等に対する対応に関する内容については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

記

1 最高裁判決を踏まえた対応に関する基本的な考え方

（1）最高裁判決の内容について

最高裁判決は、判決主文において、対象となった大阪訴訟及び名古屋訴訟の当事者の原告らに対する当時の保護変更決定処分を取り消す一方、原告らの国に対する国家賠償請求を棄却するものである。

その理由中の判断としては、主に、以下のような内容が判示されており、これらの内容を踏まえ、専門委員会において、平成 25 年改定当時の経済情勢や生活保護法の理念、判決の法的効果等を踏まえた対応の在り方について検討が行われた。

（判断枠組み）

- ・（生活保護法 3 条及び 8 条 2 項の規定にいう）最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、同条 1 項の委任を受けた厚生労働大臣がこれを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。そうすると、厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法 3 条、8 条 2 項に違反して違法となるものと解される。
- ・ 生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきた（略）経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的専門性や専門的知見との整合性の有無等について判断されるべき。

（ゆがみ調整に係る主な判断）

- ・ 2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということとはできない。

(デフレ調整に係る主な判断)

- ・ 厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。
- ・ 上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき。
- ・ 本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法。

(国家賠償に係る主な判断)

- ・ 厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。
- ・ 平成 24 年8月に施行された社会保障制度改革推進法附則においても、生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていた。加えて、物価変動率を指標とすること自体が直ちに許容されないものとはいえない。
- ・ 厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとは認められない。

(2) 最高裁判決及び専門委員会報告書を踏まえた政府方針の基本的な考え方について

専門委員会においては、平成 25 年改定当時の生活扶助基準に係る再検討が行われ、その結果、平成 25 年改定前の生活扶助基準額と平成 21 年全国消費実態調査による生活扶助相当支出額には、▲12.0%の乖離(夫婦子1人世帯(勤労者世帯、年収階級第1・十分位))が認められる一方、平成 20 年から平成 23 年にかけての消費水準は、リーマンショックの影響等により全体的に大きく低下し、とりわけ一般低所得世帯の落ち込みが大きいことが認められた。

このため、専門委員会報告書においては、一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準の乖離の評価に当たって消費水準を適切に補正することが必要とした上で、平時に近い消費水準を基準とする観点から、リーマンショックの影響から一定程度回復した後の水準に補正する方法が示され、ゆがみ調整(2分の1処理含む。以下同じ。)反映後の基準額に対する改定率として、3つの案(▲2.49%、▲5.54%(不利益変更との関係から▲4.78%が下限)、▲4.01%)が示された。

また、専門委員会報告書においては、「最高裁判決の判示内容を踏まえつつ、改めてゆがみ調整及び2分の1処理を実施するとともに、専門的知見に基づき、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間の均衡を図る観点から再度改定することについては、生活保護法第8条第2項に沿う」とした上で、基準の見直しの具体的内容等について、

- ・ 基準の見直しに際しても、ゆがみ調整を全ての対象者に共通して実施することができると考えられる。
- ・ 経済学的な検討の結果を踏まえれば、当時の経済情勢においては生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間の不均衡が認められ、高さ調整を行う必要性があったものと言える。生活保護法第8条第2項に基づき、新たな検証結果に基づく指標を用いて水準を再設定することが適当である。
- ・ 新たな基準を制定する場合にも、原告等及び原告等以外の被保護者の区別なく適用することが基本と考えられるが、他方で、原告等については、紛争の一回的解決の要請に特に留意が必要であり、こうした点を踏まえて適切に裁量権行使を行うことが必要であるものと考えられる。

とまとめられたところである。

政府の対応方針については、こうした報告書の内容等を踏まえ、

- ・ 専門委員会報告書で示された新たな改定率のうち、平成 25 年基準改定までに参照し得た最新のデータは平成 24 年のデータであることから、平成 24 年までの変動率に基づく▲2.49%を採用することとし、
- ・ 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、原告と原告以外を区別せず、高さ調整マイナス 2.49%の水準で一律に実施するとともに、
- ・ 原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給する。

こととしたものであり、特例告示及び本通知において、これらの具体的な考え方及び内容を示すものである。

なお、特別給付金の取扱いについては別途お示しする。

(3) 特例告示及び追加給付の法的整理について

① 特例告示の法的性格

特例告示は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。)とは別に制定するもの(※)であり、平成 25 年生活扶助基準改定について、判決理由中で指摘された違法性を是正する観点から、平成 25 年8月から令和8年3月までの間(以下「算定対象期間」という。)に保護の基準に基づき保護の基準別表第1第1章の基準生活費又は第3章の入院患者日用品費若しくは介護施設入所者基本生活費が算定された者(以下「対象者」という。)の法第8条第1項の需要について、専門委員会における経済学的な検討結果に基づき示された新たな改定率のうち、平成 24 年までの消費の変

動率に基づく▲2.49%の水準を用いて再度測定する基準として定めるものである。

特例告示は、算定対象期間における対象者の法第8条第1項の需要について、保護の基準により実際に算定された額に加えて、特例告示第1号から第5号までに掲げる額の合計額(以下「追加需要額」という。)により測定するものであり、その適用日は令和8年3月1日である。

(※)専門委員会報告書では、「高さ調整を再度実施することとした上で、経済学的な検討を踏まえた新たな水準と平成 25 年当時の告示改正後の水準による生活扶助費との差額の給付を行うこととする場合には、生活保護法第8条に基づく新たな基準を制定し、当該基準に基づき保護費を追加的に支払う方法などが適当」とされている。

(※)専門委員会報告書では、平成 25 年当時の生活扶助基準を再度改定し、遡及適用する方法については、以下の点を踏まえると、必ずしも適当な方法とは言えないとされている。

- ・法令改正の一般原則として、遡及適用は、多くの場合、既に発生、成立している状態に対し、法令が後から規制を加え、その法律関係を変更するものであることから、みだりに行うべきものではないと解されていること。
- ・訴訟を提起していない原告等以外の被保護者との関係では、当時の処分は現在まで有効であり、それらの者との関係では、現在時点の処分を行えば足りること。
- ・生活扶助基準は、平成 25 年当時の改定以降も、更なる改定が重ねられているため、既に異なる改正が行われた過去時点の法令をどのように改正するかといった立法技術的な問題も生ずること。

② 原告等以外の被保護者に対する適用関係

平成 25 年生活扶助基準改定に基づく当時の処分(以下「原処分」という。)が取り消されていない原告等以外の被保護者との関係では、専門委員会報告書において、

- ・当時の処分は現在まで有効であり、仮にそれらの者に追加給付を行うとした場合には、現在時点での新たな処分を行うことが必要
- ・経済学的な検討を踏まえた新たな水準と平成 25 年当時の告示改正後の水準による生活扶助費との差額の給付を行うこととする場合には、その法形式としては、法第8条に基づく新たな基準を制定し、当該基準に基づき保護費を追加的に支払う方法などが適当
- ・給付の性質としては、新基準に基づく再処分により新たに生じる現在の給付となるとされていることを踏まえ、法第8条及び特例告示並びに法第 25 条第2項に基づき、追加需要額(高さ調整▲2.49%と▲4.78%の差額相当分)について、現在時点で追加的に給付を行うための処分を行うものとする。

現在被保護者である者については、生活保護法に規定する「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」であり、また、今回の追加給付は算定対象期間における生活扶助に係る追加需要額に対応する給付を現在時点で行うものであることから、法第 12 条、第 30 条及び第 31 条の規定に基づき追加給付を行うものとする。

なお、現在被保護者である者のうち生活扶助を受けていない者(医療扶助単給の者等)については、本来は法第 12 条に規定する生活扶助を行う対象ではないが、今回の追加給付は、算定対象期間における生活扶助に係る追加需要額に対応する給付を現在時点で行

うものである。(ただし、被保護者であって、算定対象期間において保護廃止となった期間を有するものに係る過去の保護受給期間に係る追加給付については、当該保護受給期間が法第26条の規定に基づく保護の廃止を受けた以前の期間であることを踏まえ、後述する保護廃止された者に対する追加給付と同様に取り扱うこと。)

その際、法第8条及び特例告示の規定に基づき算定された追加需要額を追加給付の額とすることとし、追加需要額への収入充当は要しないものとする。

法第26条の規定に基づき被保護者でなくなっている者(以下「保護廃止された者」という。))については、現に最低限度の生活の保障を要する者ではなく、法の規定に基づく生活扶助を行う基礎が存しないが、専門委員会報告書において、「生活保護法は、その時々々の社会経済状況の下で健康で文化的な最低限度の生活を保障することを理念とするが、給付は本来的に現に生活に困窮する者への即時的支援を目的とするもの」、「他方で、今回の事案は、最高裁判決により当時の基準改定の一部について、違法性が指摘されたという特別な事情を有する」、「最高裁判決を踏まえ、仮に追加給付を行う場合には、既に保護廃止された者についても給付の対象に含めることが適当」とされていることを踏まえ、被保護者の取扱いに準じて、行政措置として追加給付を行うものとする。

なお、上記の追加給付に係る通知の様式の標準については、別添様式1-1、別添様式1-2及び別添様式2のとおりである。

③ 確定原告に対する適用関係

確定した判決により原処分が取り消された原告(以下「確定原告」という。))については、判決により当時の保護変更決定処分が取り消されたことによる給付請求権が生じていることが専門委員会報告書で指摘されている。

この点について、専門委員会報告書において、「原告等との関係においても、仮にそれらの者に再度ゆがみ調整又は高さ調整を実施するとした場合には、現時点での新たな処分を行うことが必要」とされていることを踏まえ、法第8条及び特例告示並びに法第25条第2項に基づき、取消期間(行政側敗訴の確定判決により取り消された原処分の効力が及んでいた期間をいう。以下同じ。))における生活扶助費の額について、ゆがみ調整及び高さ調整▲2.49%実施相当の水準に変更する処分を行うものとする。

具体的には、特例告示に基づき再度測定した算定対象期間における需要を基にして、取消期間における生活扶助費の額をゆがみ調整及び高さ調整▲2.49%実施相当額に変更する処分を、判決によって取り消された原処分に代わる、現時点の新たな処分として行うとともに、その結果生ずる差額相当分(高さ調整▲2.49%と▲4.78%の差額相当分)の金額を通知するものとする。(取消期間以外の期間については、上記②の追加給付に係る処分となること。)

確定原告のうち保護廃止された者については、現に被保護者でないものの、行政側敗訴の確定判決により原処分が取り消されていることに鑑み、保護受給中の原告と同様、取消期間における生活扶助費の額について、ゆがみ調整及び高さ調整▲2.49%実施相当の水

準に変更する処分を行うものとする。(取消期間以外の期間については、上記②の取扱いとすること。)

なお、上記の変更処分に係る通知の様式の標準については、別添様式3-1及び別添様式3-2のとおりである。

④ 係属中原告に対する適用関係

特例告示の適用日時時点で訴訟係属中の原告(以下「係属中原告」という。)については、原処分に関してその法的地位が未確定であり、特例告示の適用関係を定めることができないことから、行政側敗訴の判決が確定した時点で速やかに、上記③と同様の対応を行うものとする。(ただし、訴訟で争われている原処分の効力が及んでいた期間以外の期間については、判決確定を待たず、上記②の追加給付に係る処分を行うことが可能である。)

⑤ その他

外国人については、専門委員会報告書において、「平等原則の観点から、外国人についても、行政措置として追加給付の対象とすることが適当」とされていることを踏まえ、保護廃止された者と同様に、行政措置として追加給付を行うものとする。

死者については、専門委員会報告書において、「仮に追加給付を行う場合であっても、既に死亡している者については権利が消滅しており、遺族等に対して給付を行わないことが適当」とされていることから、死者は追加給付を受ける法的権利を有しないが、追加給付の対象となる世帯において、死亡した世帯員がいる場合の取扱いについては、2(3)③を参照のこと。

保護費の追加給付として給付される保護金品は、法第57条及び第58条の適用があり、公租公課及び差し押さえが禁止されるものであること。

また、保護廃止された者が追加給付を受ける場合、給付を受けることで新たに生活保護受給者としての法的地位を得るものではない。よって、地方税法(昭和25年法律第226号)第24条の5第1号及び同法第295条第1項第1号に規定する「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者」に該当しないこと。なお、地方税法の規定の適用時点において、一定の収入等があり生活扶助を受けていない者(医療扶助単給の者等)については、当該時点の需要を生活扶助の範囲においては自身の収入等で満たすことができる状況にあると評価されたものであり、今回の追加給付が算定対象期間における生活扶助に係る追加需要額に対応する給付を行うものであることに鑑みても、今般の追加給付を受けることによりそうした法的位置付けは変わるものではないため、地方税法令に規定する「生活扶助を受けている者」には該当しないこと。

2 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の内容について

(1) 対象者

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の対象者は、算定対象期間に保護の基準に基づき、保護の基準別表第1第1章の基準生活費又は第3章の入院患者日用品費若しくは介護施設入所者基本生活費が算定された者とする（現在保護停止中の者及び保護廃止された者を含む。）。

（2）追加給付の対象となる範囲（基準生活費及び加算等、対象となる期間等）

① 対象となる基準生活費及び加算等

追加給付の対象となる基準生活費及び加算等は、平成 25 年改定時及びそれ以降においてデフレ調整による影響が及んでいるものとなり、具体的には以下のとおり。

- ・ 居宅の基準生活費（第1類の基準額、第2類の基準額及び地区別冬季加算額、期末一時扶助費）
- ・ 救護施設及び更生施設（ともに準ずる施設を含む。以下「救護施設等」という。）の基準生活費（基準額、地区別冬季加算額、期末一時扶助費）
- ・ 妊産婦加算、障害者加算（保護の基準別表第1第2章の2の（1）の加算額に限る。以下同じ。）、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算
- ・ 入院患者日用品費（基準額、地区別冬季加算額、期末一時扶助費）、介護施設入所者基本生活費（基準額、地区別冬季加算額、期末一時扶助費）
- ・ 未成年者控除（令和4年4月以降は 20 歳未満控除に名称を変更。以下「未成年者控除」という。）

② 対象期間及び追加給付額

（対象期間）

追加給付の対象期間は、平成 25 年改定時及びそれ以降においてデフレ調整による影響が及んでいる期間となり、また、追加給付額は、対象者の保護の受給状況（算定されていた基準生活費及び加算等の内容や対象期間）によって異なる。

なお、第1類及び第2類の基準額については、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における平成 29 年検証を踏まえた平成 30 年 10 月の改定により水準の見直しが行われていることから、平成 30 年9月までが対象期間となる。地区別冬季加算額については、基準部会における平成 27 年検証を踏まえた平成 27 年度の改定により水準の見直しが行われていることから、平成 25 年8月から平成 27 年9月までが対象期間となる（ただし、第2類、救護施設等の地区別冬季加算額に限る。）。母子加算のうち在宅者への加算額については、基準部会における平成 30 年検証を踏まえた平成 30 年 10 月の改定により水準の見直しが行われていることから、平成 30 年9月までが対象期間となる。

（追加給付額）

平成 25 年当時の生活扶助基準改定のうち、デフレ調整の改定率（▲4.78%）を、専門委員会の議論を踏まえた消費実態に基づく高さ（水準）調整の改定率（▲2.49%）に代えることで生じる差額に相当する額を給付する。

追加給付額の具体的な算出方法としては、算定対象期間の間に適用されていた保護の基準に基づき算定された額に対して当該差額に相当する額を算出するための給付率（以下「追加給付率」という。）を乗じることによって算出する。平成 25 年改定は、激変緩和措置の観点から3年かけて段階的に実施（1年目の平成 25 年8月～平成 26 年3月は改定の影響を 1/3 適用、2年目の平成 26 年4月～平成 27 年3月は 2/3 適用、3年目の平成 27 年4月～完全適用）していたことに対応して、それぞれの対象期間ごとに、追加給付率は以下のとおり。

対象期間	追加給付率	追加給付率の考え方（計算式）
平成 25 年8月 ～平成 26 年3月	0.8%	$\left(\frac{1}{1 - 0.0478} \times (1 - 0.0249) - 1\right) \times \frac{1}{3}$
平成 26 年4月 ～平成 27 年3月	1.6%	$\left(\frac{1}{1 - 0.0478} \times (1 - 0.0249) - 1\right) \times \frac{2}{3}$
平成 27 年4月 ～令和8年3月	2.4%	$\frac{1}{1 - 0.0478} \times (1 - 0.0249) - 1$

※ 期末一時扶助費については、平成 25 年生活扶助基準改定においてデフレ調整▲4.78%を平成 25 年分から反映したため、平成 25 年 12 月～令和7年 12 月までの給付に対する追加給付率は、一律 2.4%となる。

対象期間ごとの具体的な追加給付額は次のとおり。

ア 平成 25 年8月から平成 26 年3月までの期間

次の基準生活費及び加算等のうち、対象者が当該期間に算定されていたものごとに、当該期間に算定されていた額に 0.8%を乗じて得られた額を算出（各月の各基準生活費・各加算等ごとに乗じることとし、10 円未満の端数が生じたときは当該端数を 10 円に切り上げるものとする。）し、当該額を合計した額が当該期間分の追加給付額となる。なお、追加給付額は対象者が属する世帯単位で算出するが、その際、加算については当該加算が算定される世帯員ごとに、所在を異にする世帯員についてはそれぞれ基準生活費が算定される単位で算出を行う（イからオにおいて同じ。）。

- ・ 居宅基準生活費（地区別冬季加算額及び期末一時扶助費を除く。イ及びウにおいて同じ。）
- ・ 救護施設等基準生活費（地区別冬季加算額及び期末一時扶助費を除く。イ及びウにおいて同じ。）
- ・ 地区別冬季加算額
- ・ 妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算（平成 25 年 10 月から平成 26 年3月までの間において適用されていたものに限る。）、母子加算
- ・ 入院患者日用品費（地区別冬季加算額及び期末一時扶助費を除く。イ及びウにおいて

同じ。)

- ・ 介護施設入所者基本生活費(地区別冬季加算額及び期末一時扶助費を除く。イ及びウにおいて同じ。)

イ 平成 26 年4月から平成 27 年3月までの期間

次の基準生活費及び加算等のうち、対象者が当該期間に算定されていたものごとに、当該期間に算定されていた額に 1.6%を乗じて得られた額を算出(各月の各基準生活費・各加算等ごとに乗じることとし、10 円未満の端数が生じたときは当該端数を 10 円に切り上げるものとする。)し、当該額を合計した額が当該期間分の追加給付額となる。

- ・ 居宅基準生活費
- ・ 救護施設等基準生活費
- ・ 地区別冬季加算額
- ・ 妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算
- ・ 入院患者日用品費
- ・ 介護施設入所者基本生活費

ウ 平成 27 年4月から平成 30 年9月までの期間

次の基準生活費及び加算等のうち、対象者が当該期間に算定されていたものごとに、当該期間に算定されていた額に 2.4%を乗じて得られた額を算出(各月の各基準生活費・各加算等ごとに乗じることとし、10 円未満の端数が生じたときは当該端数を 10 円に切り上げるものとする。)し、当該額を合計した額が当該期間分の追加給付額となる。

- ・ 居宅基準生活費
- ・ 救護施設等基準生活費
- ・ 地区別冬季加算額(入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費に係るものに限る。エにおいて同じ。)
- ・ 妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算
- ・ 入院患者日用品費
- ・ 介護施設入所者基本生活費

エ 平成 30 年 10 月から令和8年3月までの期間

次の基準生活費及び加算等のうち、対象者が当該期間に算定されていたものごとに、当該期間に算定されていた額に 2.4%を乗じて得られた額を算出(各月の各基準生活費・各加算等ごとに乗じることとし、10 円未満の端数が生じたときは当該端数を 10 円に切り上げるものとする。)し、当該額を合計した額が当該期間分の追加給付額となる。

- ・ 救護施設等基準生活費(地区別冬季加算額、期末一時扶助費及び特例加算を除く。)
- ・ 地区別冬季加算額

- ・ 妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算（加算額（経過的加算額は含まない）のうち入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者に係るものに限る。）
- ・ 入院患者日用品費（地区別冬季加算額、期末一時扶助費及び特例加算を除く。）
- ・ 介護施設入所者基本生活費（地区別冬季加算額、期末一時扶助費及び特例加算を除く。）

オ 平成 25 年 12 月から令和 7 年 12 月までの期間

対象者が当該期間に算定されていた期末一時扶助費について、当該期間に算定されていた額に 2.4% を乗じて得られた額（毎年の期末一時扶助費ごとに乗じることとし、10 円未満の端数が生じたときは当該端数を 10 円に切り上げるものとする。）が当該期間分の追加給付額となる。

（3）追加給付額の算定に関する具体的な取扱い

① 基準生活費及び加算等の算定時点（各月 1 日時点）

2(2)②アからオにおける「当該期間に算定されていた」とは、対象期間中の各月 1 日時点に算定されていた基準生活費及び加算等とする。このため、月の中途における基準生活費や加算等の認定の変更に伴う追加給付額の日割計算は要しないものとする（保護の停止を含む。）。ただし、対象者が月の中途で保護を開始又は廃止した場合においては、当該保護開始月又は保護廃止月の実日数に応じて日割計算をすること。また、期末一時扶助費については、保護廃止日が 12 月 1 日から 12 月 31 日までの場合には全額を算定しないが、廃止日が 1 月 1 日（12 月 31 日まで保護受給）の場合は全額を算定する。

② 未成年者控除

未成年者控除については、算定対象期間において当該控除の対象とされていた月ごとに、当時の収入に基づいた実際の控除額にかかわらず、算定対象期間における「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）に定められた額から追加給付額を算定すること。具体的には、2(2)②のアの期間においては 11,400 円に 0.8% を乗じて得られた額を、同イの期間においては 11,600 円に 1.6% を乗じて得られた額を、同ウ及び同エの期間のうち令和元年 9 月までの期間においては 11,400 円に 2.4% を乗じて得られた額を、同エの期間のうち令和元年 10 月以降においては 11,600 円に 2.4% を乗じて得られた額を算出する（各月ごとに乗じることとし、10 円未満の端数が生じたときは当該端数を 10 円に切り上げるものとする。）。

③ 死亡している世帯員がいる場合の計算方法

追加給付の対象となる世帯において、死亡した世帯員がいる場合については、以下により算定する。（死者の時点については、被保護者は追加給付の処分時点、保護廃止された者は 3(2)①の申出時点で判断する。）

- ・ 各月の居宅基準生活費のうち、第1類及び第2類(地区別冬季加算額を除く。)、地区別冬季加算額、期末一時扶助費については、それぞれの額について、対象となる期間の世帯人数(当時の基準生活費等の算定において、当該死亡した世帯員が含まれている人数)から当該死亡した世帯員を除いた世帯人数に応じて按分した額(1円未満の端数が生じたときは当該端数を1円に切り上げるものとする。)を2(2)②のアからウ及びオにおける当該期間に算定されていた額とみなして算定する。
- ・ 死亡した世帯員に係る救護施設等基準生活費、地区別冬季加算額(救護施設等基準生活費、入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費に係るものに限る。)、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、期末一時扶助費(救護施設等基準生活費、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される場合に限る。)、未成年者控除については、2(2)②における追加給付額の算定においては除外して算定する。

3 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の支給事務について

(1) 基本的な考え方

最高裁判決への対応を踏まえた保護費の追加給付の支給事務については、生活保護業務に関する情報・データの保存状況を踏まえたものとするとともに、自治体における事務負担が過大にならないよう十分に配慮する。

また、厚生労働省においては、全国の追加給付の対象となる世帯に対する周知・広報や相談対応について自治体と連携・協力しながら責任をもって対応するとともに、自治体における支給事務が円滑に行うことができるよう、支給事務の具体的な取扱いに係る周知や疑義照会への回答、計算ツールの提供、実施体制の確保、事務を実施するための財政支援など、支給事務の実施のために必要かつ継続的な支援を行う。

(2) 基本的な枠組み

① 追加給付の実施主体について

現在保護受給中の世帯のうち、平成 25 年8月から現在に至るまで同一の自治体において継続して保護受給中の世帯については、現在保護を行っている自治体において、職権により追加給付を行うこととする。

現在保護受給中の世帯のうち、複数の自治体において保護を受給していた世帯については、過去に保護を行っていた自治体に係る保護費の追加給付については、過去に保護を行っていた自治体において追加給付を行うこととする。

保護廃止世帯(現在保護受給中の世帯における過去の他の自治体における保護受給歴を含む。以下同じ。)については、厚生労働省・自治体で広く対象となる世帯に対して周知を

行った上で、当時の世帯主から当時保護を行っていた自治体に対して申出を行い、当該自治体で申出を踏まえて追加給付を行うこととする。

なお、上記の申出の様式の標準については、別添様式4のとおりである。

② 追加給付額の算定に当たっての当時の最低生活費や世帯構成等の確認方法

自治体において、当時の最低生活費や世帯構成等の情報・データがある場合には、当該情報・データに基づき、追加給付額を算定する。

自治体において、当時の最低生活費や世帯構成等の情報・データがない場合については、本人からの申出や行政側で把握できる客観的な情報により、できる限り当時の保護受給状況を確認した上で保護費の追加給付額を算定する。

具体的には、保護決定調書や保護台帳等に係る情報・データが保存されていない場合には、当時の世帯主からの申出を踏まえ、ケース番号登載簿等により当時の世帯主の保護受給状況を確認するとともに、申出書に添付された戸籍謄本や加算等の挙証資料などの客観的な情報に基づき、できる限り当時の世帯構成・年齢、加算等を確認して算定する。客観的な情報の確認の程度については、自治体における事務負担が過大なものとならないよう、必要最小限度のものとする。

なお、厚生労働省においては、支給事務の具体的な取扱いや疑義照会への回答について支給決定までの判断基準の統一を図るとともに、支給決定の判断にかかる疑義が生じた場合には、自治体からの情報提供・相談を受け、必要な技術的助言等の支援を継続的に行う。情報・データが保存されていない自治体については、厚生労働省から当該自治体へ技術的助言を行うなど、円滑な事務の実施ができるよう必要な支援を行う。

③ 支給事務を行うための実施体制の整備

厚生労働省において、特設ホームページや周知用ちらしを作成する等して、厚生労働省が中心となって自治体と連携しながら国民に対する広報・周知に責任を持って取り組む。また、具体的な手続きや申出先等の様々な相談・問い合わせが想定されることから、厚生労働省において、新たに相談センター（仮称）を設置し、相談・問い合わせの対応等を行う。

自治体において、保護費の追加給付に関する支給事務の実施体制を整備する。

具体的には、個々の自治体の状況に応じて専門的な部署による対応や、非常勤職員の雇い上げ、業務委託など様々な実施体制により対応することが可能である。また、保護の実施機関と福祉事務所、都道府県の郡部福祉事務所と町村との間で連携して対応する。

④ スケジュール

スケジュールについては、厚生労働省において示す標準的なスケジュールを踏まえ、個々の自治体の実情を踏まえて対応する。標準的なスケジュールは自治体の実施体制の確保のための準備期間を十分に考慮したものとするとともに、個々の自治体の実情に応じて実際の支給スケジュールに一定のばらつきが生じることはやむを得ないものとする。

また、自治体における支給事務の実務を勘案し、原告、原告以外の保護受給中の世帯、原告以外の保護廃止世帯の順に優先して支給する。

発 第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

印

保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護の追加給付の理由

「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」
(令和 8 年厚生労働省告示第 43 号) に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活扶助費
の追加給付を行う。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎 となる対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

- （1）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （2）上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別添) 追加給付額の内訳

内 訳	金 額		備 考
基準生活費		円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算		円	
期末一時扶助		円	
基準生活費（救護施設等）		円	
冬季加算（救護施設等）		円	
期末一時扶助（救護施設等）		円	
入院患者日用品費		円	
介護施設入所者基本生活費		円	
冬季加算（入院入所）		円	
期末一時扶助（入院入所）		円	
障害者加算		円	
母子加算		円	
妊産婦加算		円	
在宅患者加算		円	
放射線障害者加算		円	
介護施設入所者加算		円	
未成年者控除		円	
合計		円	

発 第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

印

保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護に準じた追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護の追加給付の理由

令和8年2月20日社援発 0220 第1号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活扶助費の追加給付を行う。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎となる対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

(別添) 追加給付額の内訳

内 訳	金 額		備 考
基準生活費		円	※適用期間等を備考欄に記載
冬季加算		円	
期末一時扶助		円	
基準生活費（救護施設等）		円	
冬季加算（救護施設等）		円	
期末一時扶助（救護施設等）		円	
入院患者日用品費		円	
介護施設入所者基本生活費		円	
冬季加算（入院入所）		円	
期末一時扶助（入院入所）		円	
障害者加算		円	
母子加算		円	
妊産婦加算		円	
在宅患者加算		円	
放射線障害者加算		円	
介護施設入所者加算		円	
未成年者控除		円	
合計		円	

<別添様式 2> 【保護廃止世帯用】

発 第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

印

保護追加給付不支給決定通知書

年 月 日付で申出された、令和 8 年 2 月 20 日社援発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知に基づく生活扶助費の追加給付については、下記の理由により不支給とすることに決定したので通知します。

1. 不支給の理由

発 第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

印

保護変更及び保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の変更及び追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護を決定した理由

判決によって 年 月 日付け処分が取り消されたことから、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」（令和8年厚生労働省告示第43号）に基づき、次に掲げる対象期間のうち、 年 月～ 年 月の生活扶助費の額を変更し、既支給額との差額を給付するとともに、その余の期間について追加給付します。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（差額及び追加給付額）	円
対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 差額及び追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

- （1）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （2）上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別添) 差額及び追加給付額の内訳

内 訳	金 額		備 考
基準生活費		円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算		円	
期末一時扶助		円	
基準生活費（救護施設等）		円	
冬季加算（救護施設等）		円	
期末一時扶助（救護施設等）		円	
入院患者日用品費		円	
介護施設入所者基本生活費		円	
冬季加算（入院入所）		円	
期末一時扶助（入院入所）		円	
障害者加算		円	
母子加算		円	
妊産婦加算		円	
在宅患者加算		円	
放射線障害者加算		円	
介護施設入所者加算		円	
未成年者控除		円	
合計		円	

発 第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

印

保護変更及び保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の変更及び追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護を決定した理由

判決によって 年 月 日付け処分が取り消されたことから、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」（令和8年厚生労働省告示第43号）及び令和8年2月20日社援発0220第1号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、次に掲げる対象期間のうち、 年 月～ 年 月の生活扶助費の額を変更し、既支給額との差額を給付するとともに、その余の期間について追加給付します。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（差額及び追加給付額）	円
対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 差額及び追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

- （1）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （2）上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別添) 差額及び追加給付額の内訳

内 訳	金 額		備 考
基準生活費		円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算		円	
期末一時扶助		円	
基準生活費（救護施設等）		円	
冬季加算（救護施設等）		円	
期末一時扶助（救護施設等）		円	
入院患者日用品費		円	
介護施設入所者基本生活費		円	
冬季加算（入院入所）		円	
期末一時扶助（入院入所）		円	
障害者加算		円	
母子加算		円	
妊産婦加算		円	
在宅患者加算		円	
放射線障害者加算		円	
介護施設入所者加算		円	
未成年者控除		円	
合計		円	

<別添様式 4>

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書

〇〇 福祉事務所長 殿

申出年月日 年 月 日
現 住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

1. 世帯構成（平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間において、保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。申出日時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に○をしてください）

（フリガナ） 氏名	世帯主 との続柄	生年月日	生活保護受給期間 （ 年 月 日）	死亡 （申出日 時点）
	世帯主 本人	年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	

- ※ 本申出は、申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯主が行うものとなります。世帯主が現在死亡されている場合は、留意事項の※ 2 を参照してください。
- ※ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間について、記入してください。
（他の自治体で保護を受給されていた期間がある場合は、別途その自治体へ申出が必要となります。また、申出先の自治体で複数回保護を受給されている場合は、それぞれの期間ごとに申出が必要となります。）
- ※ 「生活保護受給期間」について、大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

2. 保護を受給していた当時の居所（選択肢をチェックしてください。）

申出先の自治体で保護を受給されていた期間の居所が、

☐ 現住所と同じ

☐ 現住所と異なる（異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。）

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。

※ 当時の居所を記載できない場合は、当時の住所の履歴を確認するため、戸籍謄本の附票の写しを添付してください。

3. 振込先口座

以下の記入に加え、これらの口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。

（フリガナ） 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 （普通/当座）	口座番号

※ 振込口座の名義は、申出者本人名義のものに限ります。

4. 申出者以外の世帯員の連絡先（複数人世帯の場合）

複数人世帯の場合は、申出者へ連絡がつかないときの連絡先（他の世帯員）を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

他の世帯員の氏名

電話番号（携帯または自宅）

—

—

次ページへ続く

5. 加算等の申出

当時の最低生活費の確認のため、申出者及び世帯員について、該当する加算等を記載してください。（該当がない場合は、記載不要。）

※ 加算等の該当がある場合は、併せて挙証資料を提出してください。なお、挙証資料の提出がない場合であっても申出書を受け付けできますが、加算等について算定ができない場合があります。

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、 該当がある場合に記載ください。)	拳証資料の例
入院患者日用品費 (当時、1 か月をこえる入院期間があった場合は、入院期間を記載してください。)	氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 （医療機関名： _____） 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 （医療機関名： _____） 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 （医療機関名： _____）	—
救護施設等基準生活費、介護施設入所者基本生活費等 (当時、救護施設、更生施設、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に在所していた期間を記載してください。)	氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 （施設名： _____） 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 （施設名： _____） 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 （施設名： _____）	—
障害者加算 (当時、障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月	身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書、福祉手当認定通知書 ※上記書類がない場合は、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 又は 障害者加算に関する保護決定通知書

※ 複数の該当期間がある場合は、適宜追加で余白に記載ください。 次ページへ続く

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
母子加算 (当時、ひとり親世帯の期間があり、母子加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する保護決定通知書
妊産婦加算 (当時、妊産婦の期間があり、妊産婦加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	母子健康手帳 または 妊産婦加算の決定に関する保護決定通知書
在宅患者加算 (当時、在宅患者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	結核治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する保護決定通知書
放射線障害者加算 (当時、放射線障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月	被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類 または 保護決定通知書
未成年者控除 (20 歳未満控除) (当時、20 歳未満で、就労収入があり、未成年者控除(20 歳未満控除)がされていた期間を記載してください。)	氏名 : 期間 : 年 月 ~ 年 月 就労先 :	20 歳未満の就労に係る給与明細、通帳履歴(就労収入の状況が分かるもの) または 20 歳未満控除に関する保護決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で余白に記載ください。

申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

- ※ 1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。
- ※ 2 本申出は当時の世帯主が行うものとなります(当時の世帯主が複数存在する場合は、保護廃止時点における世帯主。以下同じ。)。当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者が申出を行ってください。(準ずる者は、①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順となる。)。なお、同一順位の者が複数いる場合は、代表するものが申出を行ってください。
- ※ 3 申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付ください。
- ※ 4 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

福祉事務所長 殿

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の保護の受給状況を確認するため、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

（電子申出（マイナポータル等）の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。）

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ（申出者の顔写真付きの本人確認書類）
 - ：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）
 - ※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
 - ※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
 - ※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
- ☐ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し
- ☐ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 当時の居所を記載できない場合は、戸籍謄本の附票の写し
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

（電子申出（マイナポータル等）の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。）

- ☐ 申出者が保護受給当時の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか
- ☐ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか（当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります）
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか